

## 数理物質科学研究科化学専攻学位論文（博士）審査基準

### （審査体制）

- ① 主査（指導教員）、及び3名の副査からなる論文審査委員会を発足させる。
- ② 主査及び副査は、博士号を有し、主査については本学（連携大学院も含む）、副査については本学（連携大学院も含む）又は化学域教授懇談会が認める研究機関に所属する者とする。
- ③ 主査、副査は提出された博士論文を査読する。
- ④ 博士論文審査会を開催し、博士号取得候補者の口頭発表、並びに口頭試問を行い、研究内容に対する理解度と研究の達成度を審査する。審査会終了後、論文審査委員による判定会議を開催し、最終的な合否を決定する。

### （評価項目）

- ① 提出された博士学位論文が、記述、論理展開、図表を含めて完成度が高いこと。
- ② 博士学位論文の内容が、化学分野の研究として世界的にも高いレベルにあること。
- ③ 博士学位論文に参考文献が適切に引用されていること。
- ④ 博士学位論文の研究内容に対する博士号申請者の貢献が十分に認められること。
- ⑤ 先行研究を深く理解し、研究主題の学問的位置付けが明確であること。
- ⑥ 博士学位論文の内容について深く理解し、プレゼンテーションでは適切に質疑応答を行えること。

### （評価基準）

①～⑤の項目すべてについて、博士論文として水準に達していると認められるとともに、博士論文審査会における発表と口頭試問において項目⑥を満たし、博士号取得にふさわしい水準に達していると認められるものを合格とする。

## 数理物質科学研究科化学専攻学位論文（修士）審査基準

### （審査体制）

- ① 主査（指導教員）、及び2名の副査からなる論文審査委員会を発足させる。
- ② 主査及び副査は、博士号を有し、主査については本学（連携大学院も含む）、副査については本学（連携大学院も含む）又は化学域教授懇談会が認める研究機関に所属する者とする。
- ③ 主査、副査は提出された修士論文を査読する。
- ④ 修士論文審査会を開催し、修士号取得候補者の口頭発表、並びに口頭試問を行い、研究内容に対する理解度と研究達成度を審査する。審査会終了後、論文審査委員による判定会議を開催し、最終的な合否を決定する。

### （評価項目）

- ① 提出された修士学位論文が、記述、論理展開、図表を含めて完成度が高いこと。
- ② 修士学位論文の内容が、化学分野の研究として十分に高いレベルにあること。
- ③ 修士学位論文に参考文献が適切に引用されていること。
- ④ 修士論文の研究内容に対する修士号申請者の貢献が十分に認められること。
- ⑤ 先行研究を深く理解し、研究主題の学問的位置付けが明確であること。
- ⑥ 修士学位論文の内容について深く理解し、プレゼンテーションでは適切に質疑応答を行えること。

### （評価基準）

①～⑤の項目すべてについて、修士論文として水準に達していると認められるとともに、修士論文審査会における発表と口頭試問において項目⑥を満たし、修士号取得にふさわしい水準に達していると認められるものを合格とする。